電波利用料制度に関する専門調査会について

1. 目 的

- ・電波利用料制度は、電波監視等の<u>電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の費用(電波利用共益費用)を受益者である無線局の免許人等に分担</u>していただくことを目的とする制度
- ・電波利用料制度は少なくとも3年ごとに見直し(電波法附則第14項)
 - →平成23年度予算要求に向けて、<u>次期(平成23~25年度)の電波利用料の使途、予算規模</u> <u>等の検討</u>が必要

2. 検討体制

専門調査会を設置して検討

- ・政務三役のもとに学識者からなる専門調査会を設置
- ・調査会において利害関係者(免許人等)からのヒアリングを実施
- ・政務三役において方針を決定



構成員(敬称略 - 五十音順)

北 俊一 株式会社野村総合研究所 上席コンサルタント

高畑 文雄 早稲田大学理工学術院 教授 (座長) 土居 範久 中央大学研究開発機構 教授

土井 美和子 株式会社東芝 研究開発センター 首席技監

林 秀弥 名古屋大学大学院法学研究科 准教授

三友 仁志 早稲田大学国際学術院アジア太平洋研究科 教授

電波利用料制度に関する専門調査会について

3. 検討項目

電波利用料制度は、電波利用の拡大に伴う不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の費用(電波利用共益費用)を受益者である無線局の免許人等に分担していただくものとして、平成5年4月に導入されたもので、電波法第103条の2に定められている。

(1) 電波利用料の使途について

今後の電波利用の動向等を踏まえて、電波利用料の使途についてどのような見直しが必要か。

(2) 電波利用料の予算規模について

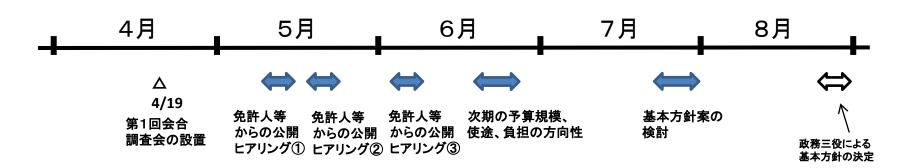
次期の電波利用料の予算規模をどの程度と想定すべきか。

- →今期(平成20~22年度)の予算規模は平均年約680億円として料額を設定
- →地デジ移行の対策のための後年度負担(22年度末で約950億円)を考慮する必要あり。
- (3) 電波利用料の料額について

次期の電波利用料の料額の算定において、どのような点を考慮すべきか。

- →電波の経済的価値を一層反映させる方策
- →放送事業者等の負担の軽減措置の扱い
- →地デジ移行後の空き周波数の利用に係る負担の扱い
- →ホワイトスペースの活用等による新たな地域メディアの負担の扱い 等

4. 検討スケジュール



電波利用料制度の概要

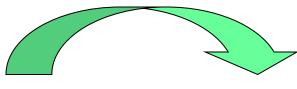
- ■電波利用料制度は、電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の費用(電波利用共益費用)を受益者である無線局の免許人等に分担していただくことを目的とする制度。
- ■電波利用料制度は少なくとも3年ごとに見直しており、その期間に必要な電波利用共益事務にかかる 費用を同期間中に見込まれる無線局で負担するものとして、見直しごとに電波利用共益事務の内容及び 料額を検討し決定。
- ▼ 平成22年度の電波利用料の歳出予算は621.9億円 主な使途は、地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備(245.0億円)、電波資源拡大のための研究開発等(108.3億円)、携帯電話等エリア整備事業(65.8億円)、総合無線局監理システムの構築・運用(59.6億円)等

主な使途

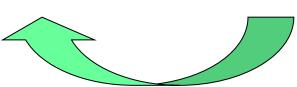
電波利用料の使途は電波法第103条の2第4項に具体的に限定列挙

- ・電波監視
- ・総合無線局監理システムの構築・運用
- ・電波資源拡大のための研究開発等
- ・電波の安全性調査
- ・携帯電話等エリア整備事業
- ・電波遮へい対策事業
- ・地上デジタル放送への円滑な移行 のための環境整備 等

電波の適正な利用の確保(電波利用共益事務)



3年毎の見直し



電波利用料の支払(免許人による費用負担)

主な無線局免許人

- ・携帯電話事業者
- ・放送事業者
- · 衛星通信事業者
- ・電力事業者
- ・アマチュア無線

等

電波利用料の使途(電波利用共益事務)

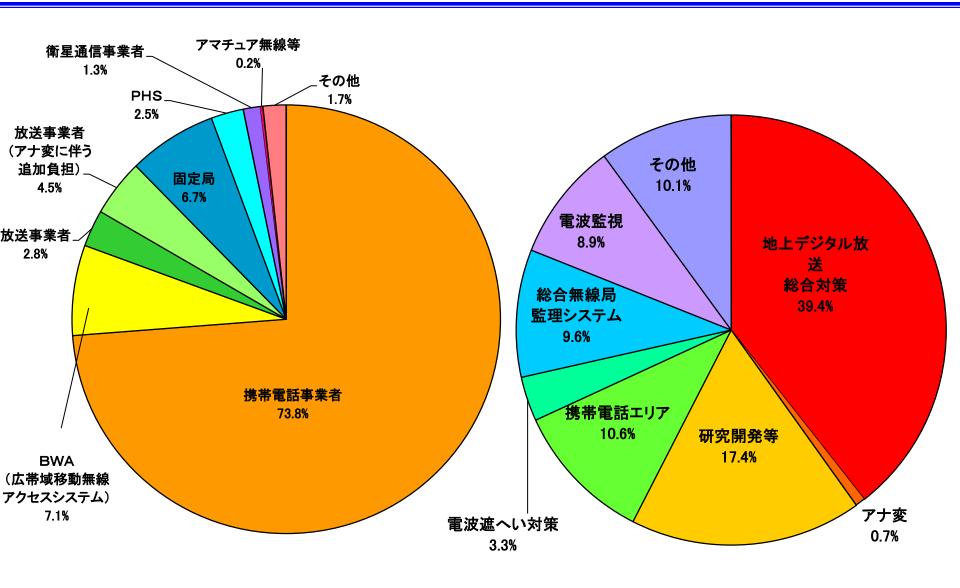
電波利用料の使途は、「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」の財源に充てるものとして使途の明確化を担保するため、電波法第103条の2第4項において限定列挙されている。

<電波法第百三条の二第四項>

この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的 として行う事務の処理に要する費用(同条において「電波利用共益費用」という。)の財源に充てるために免許人等、第十項の特定免 許等不要局を開設した者又は第十一項の表示者が納付すべき金銭をいう。

- 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
- 二 総合無線局管理ファイル(全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。)の作成及び管理
- 三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整並びに試験及びその結果の分析
- 四 電波の人体等への影響に関する調査
- 五 標準電波の発射
- 六 特定周波数変更対策業務(第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。)
- 七 特定周波数終了対策業務(第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策 機関に対する交付金の交付を含む。第十項及び第十一項において同じ。)
- 八 電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備(当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。)の整備のための補助金の交付その他の必要な援助
 - イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備
 - ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備
- 九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付
- 十 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対する必要な援助
- 十の二※ テレビジョン放送(人工衛星局により行われるものを除く。以下この号において同じ。)を受信することのできる受信設備を設置している者(デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送(以下この号において「地上デジタル放送」という。)を受信することのできる受信設備を設置している者を除く。)のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助
- 十一 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

電波利用料予算歳入及び歳出の内訳(平成22年度)



歳入 711.9億円

歳出 621. 9億円